4	

	予 防 指 針	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
第四	研究開発の推進			
	基本的考え方			
	1 結核対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきであることから、結核に関する調査及び研究は、結核対策の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することとする。	開発援助結核研究所補助		
	2 BCGを含む結核に有効なワクチン、抗菌薬等の結核に係る医薬品は、結核の予防や結核患者に対する適正な医療の提供に不可欠なものであり、これらの研究開発は、国と民間が相互に連携を図って進めていくことが重要である。このため、国においては、結核に係る医療のために必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう必要な支援を行うこととする。		☆低まん延化に向けて、罹患リスクグループや感染が起こるリスクのある場の特定のための感染経路の把握、また海外からの結核の輸入の国内感染に与える影響を検証するために、分子疫学的調査・研究の強化をしていくことが必要か。	
	国における研究開発の推進			
	1 国は、全国規模の調査や高度な検査技術等を必要とする研究、結核菌等を迅速かつ簡便に検出する検査法の開発のための研究、多剤耐性結核の治療法等の開発のための研究等の結核対策に直接結びつく応用研究を推進し、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが重要である。	〇厚生科学研究費、結核 研究所補助金【補助金】		
- - -	2 国においては、資金力や技術力の面で民間では研究 開発が困難な医薬品等について、必要な支援に努めることとする。特に、現状では治療が困難な多剤耐性結核患 者の治療法等新たな抗結核薬の開発等についても、引き 続き調査研究に取り組んでいくこととする。なお、これ らの研究開発に当たっては、抗結核薬等の副作用の減少 等、安全性の向上にも配慮することとする。		☆開発された医薬品を早期に臨床現場で使用可能とすることを目的とした、積極的な関連情報収集などを行っていくことが必要か。	

_	_	
•	,	-
	,	

予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
	旧画に金っく加来		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
地方公共団体における調査及び研究の推進に当たっては、保健所と都道府県等の関係部局が連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。また、保健所においては、地域における結核対策の中核的機関との位置付けから、結核対策に必要な疫学的な調査及び研究を進め、地域の結核対策の質の向上に努めるとともに、地域における総合的な結核の情報の発信拠点としての役割を果たしていくことが重要である。			
四 民間における研究開発の推進			
医薬品の研究開発は、結核の発生の予防及びそのまん延 の防止に資するものであるとの観点から、製薬企業等に おいても、その能力に応じて推進されることが望まし い。			
第五 国際的な連携			
一 基本的考え方			
国等においては、結核対策に関して、海外の政府機関、 研究機関、世界保健機関等の国際機関等との情報交換や 国際的取組への協力を進めるとともに、結核に関する研究や人材養成においても国際的な協力を行うこととす る。			
二 世界保健機関等への協力			
1 アフリカやアジア地域においては、後天性免疫不全で症候群の流行の影響や結核対策の失敗からくる多剤耐要は結核の増加等により、現在もなお結核対策が政策上重要な位置を占めている国及び地域が多い。世界保健機関等と協力し、これらの国の結核対策を推進することは、の際保健水準の向上に貢献するのみならず、在日外国の結核対策の延長上の問題としてとらえられるものである。したがって、国は世界保健機関等と連携しながら、国際的な取組を積極的に行っていくこととする。	▶結核予防会、STOP TB ペートナーシップ等を通 した支援 O◆ストップ結核アク		

•

予 防 指 針	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
とともに、これらの国との研究協力関係の構築や情報の	OJICAによる二国間協力 〇結核研究所補助、政府 開発援助結核研究所補助 金【補助金】		
- 基本的考え方			
結核患者の七割以上が医療機関の受診で発見されている 一方で、結核に関する知見を十分に有する医師が少ないないる現状を踏まえ、結核の早期の確実な診断及所 は、結核に関する幅広い知識や標準治療法を含む研究 成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人 材の養成を行うこととする。また、大学医学部を始める がの医療関係職種のとのといまして、 は、医師等の医療関係職種のといまして、 は、というできるができるができるができるができるができるができるができるができるができるが			●をよく構●時くワ設医築もく療の 管をよく構●時くワ設医薬もく療の 育との対象には、いいでは、 をとの対象には、いいでは、 をでは、いいでは、 をでは、いいでは、 をでは、いいでは、 をでは、いいでは、 をでは、いいでは、 をでは、いいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
国における人材の養成			
	修【結核研究所国庫補助事業】 〇結核予防技術者地区別 講習会【補助金】(特別		

	予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
	2 国は、結核行政の第一線に立つ職員の資質を向上さ			
	せ、結核対策を効果的に進めていくため、保健所及び地 方衛生研究所等の職員に対する研修の支援に関して、検		<u> </u>	
	対象が元の一つの一般である。	予未】   〇結核予防技術者地区別		
		講習会【補助金】(特別		
1.		促進事業)  ◇その他、結核研究所が		
		行う研修事業		
<u>=</u>	都道府県等における結核に関する人材の養成			
	都道府県等は、結核に関する研修会に保健所及び地方衛生研究が第二人様ないに派遣するよう			·
	生研究所等の職員を積極的に派遣するとともに、都道府 県等が結核に関する講習会等を開催すること等により保			
	健所及び地方衛生研究所等の職員に対する研修の充実を			
	図ることが重要である。さらに、これらにより得られた			
	結核に関する知見を保健所等において活用することが重 要である。また、感染症指定医療機関においては、その			
	勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施すると			
	ともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に			
	対して結核に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。			
第七	普及啓発及び人権の尊重			
-	基本的考え方			
- [	1 国及び地方公共団体においては、結核に関する適切	○結核予防技術者地区別	◆国や地方自治体の関与に L ろ	
	な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが重要で	講習会【補助金】(特別	地域連携推進のための普及啓発	•
	ある。また、結核のまん延の防止のための措置を講ずる		をどのように行っていくことが	
	に当たっては、人権の尊重に留意することとする。	◆結核予防会等による普及啓発事業	<b>必要か。</b> 	•
		ヘロルナネ		
	2 保健所においては、地域における結核対策の中核的			
•	機関として、結核についての情報提供、相談等を行う必		•	
	要がある。			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

750.383.38	The HE AL	4- Ali - 41 - 3 / 11-44		
	予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
•	3 医師その他の医療関係者においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要である。			
	4 国民においては、結核について正しい知識を持ち、 自らが感染予防に努めるとともに、結核患者が差別や偏 見を受けることがないよう配慮することが重要である。			
				,
第八	施設内(院内)感染の防止等			
	施設内(院内)感染の防止			
	1 病院等の医療機関においては、適切な医学的管理下にあるものの、その性質上、患者及び従事者には結核感染の機会が潜んでおり、かつ実際の感染事例も少なくないという現状にかんがみ、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止並びに発生時の感染源及び感染経路調査等に取り組むことが重要である。また、実際に行っている対策及び発生時の対応に関する情報について、都道府県等や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。			
	2 学校、社会福祉施設、学習塾等において結核が発生し、及びまん延しないよう、都道府県等にあっては、施設内感染の予防に関する最新の医学的知見等を踏まえた情報をこれらの施設の管理者に適切に提供することが重要である。			
	3 都道府県等は、結核の発生の予防及びそのまん延の 防止を目的に、施設内(院内)感染に関する情報や研究の 成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院 等、学校、社会福祉施設、学習塾等の関係者に普及して いくことが重要である。また、これらの施設の管理者に あっては、提供された情報に基づき、必要な措置を講ず るとともに、普段からの施設内(院内)の患者、生徒、が 容されている者及び職員の健康管理等により、患者が来患 期に発見されるように努めることが重要である。外来患 者やデイケア等を利用する通所者に対しても、十分な配 慮がなされることが望ましい。	G		

_	_
_	_
•	4

予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対 応 策
二 小児結核対策			
結核感染危険率の減少を反映して、小児結核においても 著しい改善が認められているが、小児結核対策を取り巻 く状況の変化に伴い、個別的対応が必要であるとの観点 から、接触者健診の迅速な実施、化学予防の徹底、結核 診断能力の向上、小児結核発生動向調査等の充実を図る ことが重要である。		☆小児重症患者発生時の医療提供体制の確保について、記述することが必要か。	
三、保健所の機能強化			
保健所は、結核対策において、市町村からの求めに応じた技術支援、法第十七条の規定に基づく結核に係る健康診断の実施、感染症の診査に関する協議会の運営等に地る適正な医療の普及、訪問等による患者の治療支援、地域への結核に関する情報の発信及び技術支援・指導、届出に基づく発生動向の把握及び分析等様々な役割を優先している。都道府県等は、保健所による公的関与の優先度を考慮して業務の重点化や効率化を行うとともに、保健所が公衆衛生対策上の重要な拠点であることにかんがみ、結核対策の技術的拠点としての位置付けを明確にすべきである。		☆結核対策における技術的適正性の維持のためには、国や民間の研究機関の技術的支援のもと、対策実施組織の集約化を図っていくことが必要か。	
第九 具体的な目標等			
一具体的な目標			
結核対策を総合的に推進することにより、我が国が、世界保健機関のいう中まん延国・結核改善足踏み国を脱し、近い将来、結核を公衆衛生上の課題から解消することを目標とする。具体的には、国においては、二千十年(平成二十二年)までに、喀痰塗抹陽性肺結核患者に対する直接服薬確認治療率を九十五パーセント以上、治療失敗・脱落率を五パーセント以下、人口十万人対り患率を十八以下とすることを目指すこととする。		☆今後、効果的な結核対策の計画、実施、評価を行うために、 具体的な目標としてどのようなものが考えられるか。	
二 目標の達成状況の評価及び展開			
ーに定める目標を達成するためには、本指針に掲げた取組の進ちょく状況について、定期的に把握し、専門家等の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。			